

行政委員会事務局発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について
(少額随意契約を除く)

令和5年度第3四半期

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	衆議院議員総選挙に係る投票管理システム運用及びサポート業務委託	情報処理	(株)ムサシ 大阪支店	44,025,366	令和6年10月3日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	W2	○
2	衆議院議員総選挙に係る期日前投票システム運用及びサポート業務委託	情報処理	(株)ムサシ 大阪支店	7,348,550	令和6年10月3日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	-
3	令和6年執行衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る投開票集計システム運用及びサポート業務委託	情報処理	(株)ムサシ 大阪支店	2,326,500	令和6年10月3日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	-
4	令和6年執行衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る投開票集計システム改修業務委託	情報処理	(株)ムサシ 大阪支店	1,650,000	令和6年10月3日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	-
5	最高裁判所裁判官国民審査投票用紙読取分類機(グローリー製)点検調整等業務委託	情報処理	グローリー(株)	3,946,800	令和6年10月4日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	-
6	衆議院議員総選挙用投票用紙交付機・計数機(グローリー製)点検調整等業務委託	情報処理	グローリー(株)	3,180,100	令和6年10月4日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	-

7	衆議院議員総選挙及び 最高裁判所裁判官国民 審査用投票用紙自動交 付機・計数機・読取分類 機(ムサシ製)点検調整 等業務委託	情報処理	(株)ムサシ 大阪支店	8,241,200	令和6年10月4日	地方自治法施 行令第167 条 の2第1項第2 号	G30	-
8	選挙事務システム標準化 移行に伴うデータ抽出及 びデータ提供業務委託	情報処理	(株)NTTデータ関西	13,735,590	令和6年10月21日	地方自治法施 行令第167 条 の2第1項第2 号	G4	-

随意契約理由書

1 案件名称

衆議院議員総選挙に係る投票管理システム運用及びサポート業務委託

2 契約の相手方

株式会社ムサシ 大阪支店

3 随意契約理由

本業務は、株式会社ムサシが開発した投票管理システムを用いて、投票の当日に各投票所において選挙人の名簿対照業務を行うに際して、その運用支援及びサポートを実施するものである。

投票管理システムは、本市において既に導入している期日前投票システムにより作成した選挙人名簿データを使用し、投票日当日に投票所において選挙人の名簿対照を行うものであるが、選挙人名簿データと接続して使用できるシステムは、期日前投票システムを開発した株式会社ムサシがパッケージシステムとして展開している本システムのみである。

なお、いずれのシステムも同社が開発し、本市仕様にカスタマイズして 使用しているが、ライセンスはすべて同社が保有していることから、今回の選挙に向けたシステム調整作業や使用機器への設定、障害発生時のシステム処理・対処を含めた運用支援は他社には行うことができない。

以上のことから、本市職員が同システムの安定的かつ円滑な運用を行えるようサポートを行い、また、万一システム障害が発生した場合に、迅速かつ的確に対応できる体制を整えることができるのは同社しか存在しないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により同社と業務委託を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

行政委員会事務局選挙部選挙課（電話番号 06-6208-8511）

随意契約理由書

1 案件名称

衆議院議員総選挙に係る期日前投票システム運用及びサポート業務委託

2 契約の相手方

株式会社ムサシ 大阪支店

3 随意契約理由

期日前投票システムは、投票情報の管理に必要なシステムであり、同システムを用いて、投票前に住基システムから抽出した選挙人データを取り込み、選挙人の日々の異動情報を反映させて選挙人情報を管理している。また、期日前投票所においては、同システムを用いて名簿対照を行っている。

本業務は、上記期日前投票システムの運用及びサポートを実施するものである。本市の期日前投票システムは、株式会社ムサシがパッケージシステムとして開発・展開しているものを、本市住基システムと連携が可能となるよう本市仕様にカスタマイズしているが、ライセンスは全て同社が保有していることから、今回の選挙に向けたシステム調整作業や使用機器への設定、障害発生時のシステム処理・対処を含めた運用支援は他社には行うことができない。

以上のことから、本市職員が同システムの安定的かつ円滑な運用を行えるよう設定及びサポートを行い、また、万一システム障害が発生した場合に、迅速かつ的確に対応できる体制を整えることができるのは同社しか存在しないため、同社を特名し本契約の相手方とする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

行政委員会事務局選挙部選挙課（電話番号 06-6208-8511）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年執行衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る投開票集計システム運用及びサポート業務委託

2 契約の相手方

株式会社ムサシ 大阪支店

3 随意契約理由

本業務は、投開票集計システムを用いて、期日前投票期間、投開票日当日に投票者数、開票数の集計を行うに際して、その運用支援及びサポートを実施するものであるが、当該システムは、株式会社ムサシがパッケージシステムとして展開しているシステムである。また、期日前投票期間の集計については、同社が開発し、本市において既に導入している期日前投票システムと連携の上実施している。

当該システムは同社が開発し、本市仕様にカスタマイズしているが、ライセンスはすべて同社が保有していることから、今回の選挙に向けたシステム調整作業や使用機器への設定、障害発生時のシステム処理・対処を含めた運用支援は他社には行うことはできない。

以上のことから、本市職員が同システムの安定的かつ円滑な運用を行えるようサポートを行い、また、万一システム障害が発生した場合に、迅速かつ的確に対応できる体制を整えることができるのは同社以外には存在しないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により同社と業務委託契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

行政委員会事務局選挙部選挙課（電話番号 06-6208-8515）

随意契約理由書

1 案件名称

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る投開票集計システム改修業務委託

2 契約の相手方

株式会社ムサシ 大阪支店

3 随意契約理由

投開票集計システムは株式会社ムサシが開発し、本市仕様にカスタマイズしているが、ライセンスはすべて同社が保有していることから、今回の選挙に向けたシステム改修作業は他社には行うことはできない。

以上のことから、当該システムの改修作業はもとより、改修後の当該システムの安定稼働状態を維持できるのは同社以外には存在しないことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同社と業務委託契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

行政委員会事務局選挙部選挙課（電話番号 06-6208-8515）

随意契約理由書

1 案件名称

最高裁判所裁判官国民審査投票用紙読取分類機（グローリー製）点検調整等業務委託

2 契約の相手方

グローリー株式会社

3 随意契約理由

本業務は、投票用紙自動交付機・計数機・読取分類機（以下「交付機等」という。）での投票用紙の確実な交付及び枚数のカウントなど円滑な投票及び開票事務を行うために不可欠である事前の点検調整及び部品交換を行うものである。

グローリー株式会社は、本業務で点検等業務委託の対象としている交付機等の製造会社であり、点検調整及び部品の調達・交換を含め、当該機に関する専門的技術を有し、責任をもって当該業務を履行可能な唯一の企業であるため、同社を特名し、契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

行政委員会事務局選挙部選挙課（電話番号 06-6208-8515）

随意契約理由書

1 案件名称

衆議院議員総選挙用投票用紙交付機・計数機（グローリー製）点検調整等業務委託

2 契約の相手方

グローリー株式会社

3 随意契約理由

本業務は、投票用紙自動交付機・計数機・読取分類機（以下「交付機等」という。）での投票用紙の確実な交付及び枚数のカウントなど円滑な投票及び開票事務を行うために不可欠である事前の点検調整及び部品交換を行うものである。

グローリー株式会社は、本業務で点検等業務委託の対象としている交付機等の製造会社であり、点検調整及び部品の調達・交換を含め、当該機に関する専門的技術を有し、責任をもって当該業務を履行可能な唯一の企業であるため、同社を特名し、契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

行政委員会事務局選挙部選挙課（電話番号 06-6208-8515）

随意契約理由書

1 案件名称

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査用投票用紙交付機・計数機・読取分類機（ムサシ製）点検調整等業務委託

2 契約の相手方

株式会社ムサシ 大阪支店

3 随意契約理由

本業務は、投票用紙自動交付機・計数機・読取分類機（以下「交付機等」という。）での投票用紙の確実な交付及び枚数のカウントなど円滑な投票及び開票事務を行うために不可欠である事前の点検調整及び部品交換を行うものである。

株式会社ムサシは、本業務で点検等業務委託の対象としている交付機等の製造会社であり、点検調整及び部品の調達・交換を含め、当該機に関する専門的技術を有し、責任をもって当該業務を履行可能な唯一の企業であるため、同社を特名し、契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

行政委員会事務局選挙部選挙課（電話番号 06-6208-8515）

随意契約理由書

1 案件名称

選挙事務システム標準化移行に伴うデータ抽出及びデータ提供業務委託

2 契約の相手方

株式会社 NTT データ関西

3 随意契約理由

自治体情報システムの標準化・共通化の取組みを推進するため、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、令和7年度中に選挙事務システム（以降「現行システム」という。）から国が定める標準仕様書に適合したシステム（以下「標準準拠システム」という。）に移行しなければならない。

標準準拠システムへの移行に当たり、標準準拠システム構築のために必要なデータを現行システムから抽出し、別途調達している標準準拠システム等導入事業者（以下「新事業者」という。）に提供する必要がある。また、データの提供だけではなく、標準準拠システムにデータを移行するに当たって新事業者が行うデータクレンジングの際に発生するデータ定義等への疑義に対する問合せ対応も必要となる。

これらの業務については、現行の住民基本台帳システム及び選挙事務システムの運用管理業務を行っている株式会社 NTT データ関西のみが実施可能であることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同社と業務委託契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

行政委員会事務局選挙部選挙課（電話番号 06-6208-8515）